

NO.	委員名	頁	ご意見等	回答
1	弓削委員	16	表 1 - 2 - 8 地域別の森林の区域 「市街化区域に隣接する地区」として7箇所挙げられているが、具体的にどのあたりの事なのか。	P16の「市街化区域に隣接する地区」について、7箇所の設定がありますが、地区で分かれているわけではなく、市街化区域に隣接している森林の林小班ごとの土地の特性を考慮し、機能区分を設定して振り分けたものとなっています。 そのため、地図上でそれぞれがどの場所かということは示しておらず、森林簿及び森林計画図で確認することになります。
2	弓削委員	12～15	表 1 - 2 - 8 地域別の森林の区域 「区域設定の考え方」の中に「保健・レクリエーション機能を発揮させる」とあるが、具体的にはどういうことか。駐車、休憩できる屋外スペースや、ビジターセンターのような施設があるということか。 また、16Pの「市街化区域に隣接する地区」にこそ、そうした機能があるといいのでは。	「保健・レクリエーション機能を発揮させる」と記載がある箇所については、付近に景観のよい登山道や国立・県立公園などであり、その中には休憩できるような屋外スペース等がある森林も含まれます。 また、「市街化区域に隣接する地区」内でも、竜爪山周辺は東海自然歩道などのハイキングコースが整備されており、保健文化機能維持増進森林に指定されています（「機能区分」の「保健」欄に○がついている箇所）。

NO.	委員名	頁	ご意見等	回答
3	守屋委員	2～6	第2 森林整備の基本方針 該当箇所は森林整備計画の中でも特に重要な部分であるため、そうとわかるよう記載方法を工夫したほうがいいのでは。	該当部分は静岡県で作成した「市町村森林整備計画記載例」により県内での表現が統一されている部分のため、大幅な変更を加えることは難しいと思われませんが、重要な点であることが一般住民にもわかりやすく伝えるため、記載方法を工夫し、場合によっては変更することが可能か県と協議していきます。
4	守屋委員	4～	表の引用箇所について、離れた場所からの引用を行う場合は項目のみではなく頁もいれたらどうか（例 「Ⅱの第1（P21）に示す…」等）。	該当部分は静岡県で作成した「市町村森林整備計画記載例」により県内での表現が統一されている部分のため、ご指摘のとおり修正可能か県に確認します。
5	守屋委員	12～	表1-2-8 地域別の森林の区域 他 面積の数字について、赤字となっている箇所は前回値と比べ増減どちらか。	赤字箇所は令和6年3月31日変更時点の値から変更になっていることを示しており、増減どちらの場合もあります。 これらの数値は令和6年度末の森林簿の情報に基づく数値を正式なものとして記載します。

NO.	委員名	頁	ご意見等	回答
6	守屋委員	53	8 地域の生物多様性保全に配慮した森林施業の推進に関する事項 「高山・市民の森」の評判について、実際に現地に行った人の話を聞くと「植物の種類が少なかった」という意見が多い。「森と市民の接点として、更なる魅力ある森林づくりをしていく」等の表現を入れるなどしてはどうか。	高山・市民の森では、「ミズバショウ」や「キツネノカミソリ」、「コアジサイ」等の植物が生息し四季を彩っており、それらを毎年楽しみにしている声も多く聞かれます。一方で、それら植物の案内は充実しているとは言い難いため、今後の運営の参考とさせていただきます。 また、提案事項については、「森と市民の接点として、更なる魅力ある森林づくりをしていく」旨を記載します。
7	守屋委員	全体感	森林整備計画書なので仕方がないとは理解しているが、全体的に感じたことは、計画期間満了時2027年の、森林の姿が想像できないということである。 この計画期間が終了する頃には、また伐期を延長し、数字を少々変えて計画書として出されるだけではないかと感じた。 公私問わず、森林所有者は間伐等の作業は責務のはずだが、P33表2-3-5のように、歩くことも儘ならない植林地、竹林が数多く存在しているが、今計画期間中に間伐を実施する必要がある森林の所在は「該当なし」になっている。	市町村森林整備計画は、市内の森林を適切に整備していくことを目的として、市内における森林・林業関連施策の方向および、森林所有者等が行う森林整備に関する指針等を定めるものです。 また、「計画期間内に間伐を実施する必要がある森林」については条件が明確化されておらず、今後どのような森林を優先して施業すべきかを考慮し、該当箇所の条件も含めて検討していきます。

NO.	委員名	頁	ご意見等	回答
8	清水委員	18	ア 特に針広混交林を推進すべき森林 「特に針広混交林化を推進すべき森林」の範囲と「森林経営計画」の作成範囲を比較すると、混交林推進区域内で多くの森林経営計画が作成されていることが分かる（重複している感じがする）。現計画では混交林推進区域とされているが、木材生産に適した多くの区域が混交林推進区域含まれていないか。	「特に針広混交林化を推進すべき森林」の範囲については「森の力再生事業」の実施区域を含めて県と協議のうえで決定しています。 森林経営計画はまとまった面積の森林を計画的に管理するものであり、その目的には保育等も含まれているため、必ずしも木材生産のために区域を設定しているわけではありません。そのため、「特に針広混交林化を推進すべき森林」と範囲が重複することも十分考えられます。
9	清水委員	51	地球温暖化防止や林業経営の経済性の向上の観点から、早生樹の活用が期待されているが、静岡市では先駆的に早生樹センダンの育成に取り組んでいる。市として既に試験植栽を進めていることのPRにもつながるので、「第7 その他必要な事項」に“早生樹の活用について”計画内容を加えたらどうか。	ご指摘の内容について、「第7 その他必要な事項」への項目の追加を県と協議します。
10	清水委員	51	森林由来のJ-クレジットの取得等について、市は取得促進の方針か。 そうであるならば、J-クレジットに対する市の方向性等を計画に加えたらどうか。	静岡市としては令和7年度より森林由来のカーボンクレジットの創出に関して取り組んでいく方針となっております。 「第7 その他必要な事項」への項目の追加を県と協議します。

NO.	委員名	頁	ご意見等	回答
11	遠藤委員	18	「特に針広混交林・樹種の多様性増進を推進すべき森林」のうち荒廃した森林においては、「整備・保全の考え方」に基づき、県が実施する森の力再生事業の実施を促進する等、公益的機能の発揮に向けた取組を期待する。	ご指摘のとおり対応します。
12	遠藤委員	24	人工造林の対象樹種や植栽方法は、静岡市の森林の自然、社会的条件、森林所有者のニーズ等を考慮の上的確に選定されている。運用に当たっては、森林の機能が十分発揮されるよう、地域の自然条件に配慮した上で、適正に樹種が選定されるよう努めるように。	ご指摘のとおり対応します。
13	遠藤委員	42	鳥獣による森林被害対策については、地域の実情に応じ適正な計画となっている。対象鳥獣のうちニホンジカとカモシカの捕獲は、鳥獣保護法に基づき県が作成した第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ適正な実施に努めるように。また、ツキノワグマの捕獲は、防除対策によって被害が防止できない場合に行うことを原則とするように。	ご指摘のとおり対応します。

NO.	委員名	頁	ご意見等	回答
14	遠藤委員	50	森林経営管理制度に基づく事業については、制度の目的を踏まえ、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図るよう、地域の実情に応じて効果的に運用するように。	ご指摘のとおり対応します。
15	遠藤委員	53	「地域の生物多様性保全に配慮した森林施業の推進に関する事項」を森林整備計画に明記したことにより、保残する対象や目標が明確にされている。対象森林において生物多様性が保全されるよう森林施業を誘導するように。	ご指摘のとおり対応します。